

序章

1 計画作成の背景と目的

(1) 作成の背景

那須塩原市は、栃木県の北部に位置し広大な那須野が原の北西一帯を占めています。北西部の山岳部は温泉地を有し、南東部の複合扇状地には本州有数の酪農地帯や田園地帯が広がっており、これらの自然環境との深い関係によって形づくられた歴史と文化を有しています。

本市の歴史は開拓の歴史と言っても過言ではなく、地域の子どもたちは地域学習で那須疏水開削の歴史と、水の恵みによって地域が発展してきたことを学びます。また、平成30年には、明治期の華族農場を中心とする那須野が原開拓の歴史や文化財が、「明治貴族が描いた未来～那須野が原開拓浪漫譚～」として日本遺産に認定されました。国指定重要文化財である「那須疏水旧取水施設」をはじめとする建造物や華族の別邸、北関東有数の縄文遺跡、江戸時代に関東と奥州を結んでいた街道と今も残る一里塚等、170件を超える国・県・市指定等文化財や、200件を超える未指定文化財やその他の歴史文化資源(P9で定義)が存在しており、それらの保存、管理、継承、活用について、文化財保護法や県・市文化財保護条例、各種補助金交付要綱等に基づき、支援や対策等の取り組みを進めています。

しかしながら、近年は人口減少や少子高齢化など地域社会を取り巻く状況が変化する中で、文化財を保存・継承していくことが困難になりつつあり、喪失の危機に瀕しているものも少なくないという課題を抱えています。そこで、本市は文化財を将来にわたり保存するとともに、その活用によるまちづくりを進めていくための基本的な方針として、令和元年度に「那須塩原市歴史文化基本構想」(以下、「歴文構想」という。)を策定しました。平成30年(2018)に文化財保護法が改正され、文化財の保存・活用に関するマスタープランとアクションプランの両方の役割を担う「文化財保存活用地域計画」の制度が確立されたことから、文化財の保存・活用に計画的に取り組んでいくため、文化財保護法第183条の3に基づき、「那須塩原市文化財保存活用地域計画」(以下、「地域計画」という。)を作成するものです。

(2) 作成の目的

地域計画は、歴文構想に掲げた基本理念である「歴史をつなぎ 未来を拓き 新しいまちのストーリーをみんなで作ろう」を受け継ぎ、実現するための計画です。「歴史をつなぎ」ためには、歴史文化資源の調査・研究を継続することや、適切な保存・管理・継承を行うことが重要です。また、「未来を拓く」ためには、歴史文化資源に関する情報発信や、展示・公開、観光振興と連携した活用による価値の共有、研究・活動団体との連携や郷土芸能団体への支援など、多様な主体との協働が必要です。そして、「新しいまちのストーリーをみんなで作る」ためには、次世代への継承や郷土愛の醸成が大切であり、学校教育や生涯学習との連携が大きな役割を果たします。

本市では、日本遺産の構成文化財のように観光振興と連携し、活用が進んでいるものがある一方で、十分な調査がされておらず詳細な実態が明らかとされていないものや、情報発信が十分に行われず歴史文化資源として認識されていないものもあります。これらの歴史文化資源について計画的に調査、把握することや、情報発信を行っていくことは今後の大きな課題です。また、御用邸・別邸等の建造物については、景観も含めてその魅力となることから、周辺環境等も含めて計画的に保存していく必

要があります。

このようなことから、地域計画を作成し、指定・未指定に関わらず、市内に存在する地域特有の歴史文化資源の保存・活用に関する課題と方針、具体的な事業や施策などの措置、推進する体制を定めます。また、関連文化財群や文化財保存活用区域を設定することで、相互に結びついた文化財の多面的な価値や魅力を明らかにし、地域のみならず文化財の価値を共有することにより、地域への愛着を醸成し、市民一人ひとりが自然や文化財を通じて、那須塩原市を誇れる姿を目指します。

2 計画期間

本地域計画の計画期間は、第2次那須塩原市総合計画（平成29年(2017)度から令和9年(2027)度）の終期に合わせ、最初の期間を令和5年(2023)度から令和9年度までの5年間とします。以降は、次期総合計画の期間と合わせ10年とします。

なお、計画の実施にあたっては適切に進捗管理を行い、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。また、社会状況等の変化や、那須塩原市の文化財をめぐる環境等に大きな変化が生じた場合にも、適宜計画の見直しを行うこととします。計画期間の変更、市域内に存する文化財の保存に影響を与えるおそれのある変更、地域計画の実施に支障が生じるおそれのある変更については文化庁の変更認定を受けることとし、軽微な変更の場合は、その変更の内容について、栃木県を經由して文化庁に情報提供するものとします。

3 作成体制

(1) 実施体制

地域計画の作成にあたって、那須塩原市教育委員会事務局生涯学習課文化振興係が事務局となり、令和2年度から那須塩原市文化財保存活用地域計画協議会を組織し、計画案の検討を行いました。また、那須塩原市文化財保護審議会に進捗を報告し、指導・助言を受けて作成を進めました。

■ 那須塩原市文化財保存活用地域計画協議会

区分	氏名	所属	備考
学識経験者	金井 忠夫	那須資料ネット 代表	会長
	高根沢 広之	那須塩原市文化財保護審議会 会長	副会長
	木村 康夫	那須塩原市文化財保護審議会 委員	
	伴 敦志	日本地質学会 会員	
	松本 裕之	那須野が原博物館 館長	
文化財関係団体等	橋本 秀晴	那須塩原市自治会長連絡協議会 会長	
	星野 恵美子	那須野ヶ原土地改良区連合 専務理事	
	池田 道雄	那須疏水土地改良区 庶務会計担当理事	
	石川 直樹	一般社団法人黒磯那須青年会議所 高等人財育成委員会委員長	
	西須 紀昭	那須塩原市観光局 局長	
	渋谷 一雄	那須塩原市郷土芸能保存会連絡協議会 副会長	
	田口 常信	那須野が原西部田園空間博物館運営協議会 会長	
栃木県教育委員会	齋藤 恒夫	教育委員会事務局文化財課 副主任	

オブザーバー	小泉 聖一	那須塩原市教育部長兼生涯学習課長	令和2年度
	粟野 誠一	那須塩原市生涯学習課長	令和2年度
	金子 嘉	那須塩原市生涯学習課長	令和3年度、4年度
	松本 仁一	那須塩原市企画政策課長	令和2年度、3年度
	高久 修	那須塩原市商工観光課長	令和2年度、3年度
		那須塩原市企画政策課長	令和4年度
	室井 正幸	那須塩原市農林整備課長	令和2年度、3年度
	君島 隆	那須塩原市農林整備課長	令和4年度
	波多腰 治	那須塩原市商工観光課長	令和4年度
	関 孝男	那須塩原市建設部次長兼都市計画課長	令和2年度
	鈴木 隆行	那須塩原市都市計画課長	令和3年度、4年度
	田野 実	那須塩原市教育総務課長	
事務局	添谷 弘美	那須塩原市生涯学習課長補佐兼文化振興係長	令和2年度、3年度
	岩瀬 眞生	那須塩原市生涯学習課文化振興係長	令和4年度
	相馬 幸	那須塩原市生涯学習課文化振興係 主査	
	乙川 尚太	那須塩原市生涯学習課文化振興係 主事	令和2年度、3年度
	大田原 未華	那須塩原市生涯学習課文化振興係 主事	令和4年度

■ 那須塩原市文化財保護審議会

区分		氏名	役職名等	備考
学識経験のある者	交通史・郷土史 (黒磯地区)	高根沢 広之	那須文化研究会会員	会長
	郷土史 (箒根地区)	月江 善夫	関谷郷土研究会会員	副会長
	郷土史 (黒磯地区)	坂和 夏男	元高林小学校長	
	考古・郷土史 (西那須野地区)	相馬 謙策	元東那須野中学校長	
	郷土史 (東那須野地区)	根本 義夫	元栃木県職員	
	郷土史 (塩原地区)	渡辺 英雄	塩原温泉郷土史研究会会員	
	開拓史 (市内全般)	若月 延雄	学校支援ボランティア石ぐら会会員	
	建築	和泉 卓哉	一級建築士	
	仏教	加藤 明徹	妙雲寺住職	
	民俗	木村 康夫	那須文化研究会会長	
	植物	櫻井 雅幸	元市野沢小学校長	
	文学	千葉 昭彦	塩原文学研究会会長	
	植物	蓮實 一男	樹木医	
	美術工芸	渡邊 泉	那須野が原博物館学芸職員	
関係行政機関の職員	小中学校長代表	鈴木 朋子	埼玉小学校長 (令和3年度) 共英小学校長 (令和4年度)	

(2) 作成の経過

地域計画作成にあたり、歴史文化基本構想の策定を通じて本市に存在する文化財に関する基礎的な情報を集積するとともに、文化財に対する市民意識のアンケート調査を実施しました。それらの情報を踏まえて、協議会、学識経験者会議で計画案を検討し、文化財保護審議会における意見聴取、市民へのパブリックコメントを行うとともに、文化庁からの指導・助言を受けて成案としました。

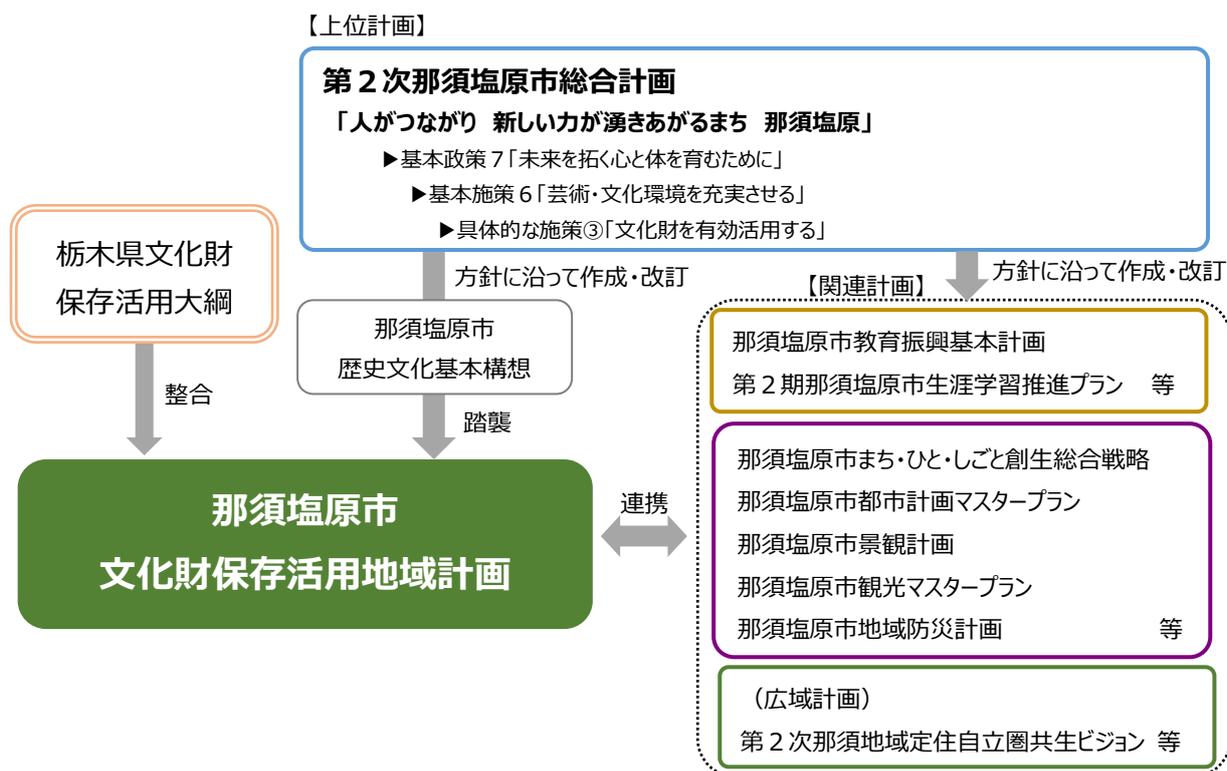
計画作成のために開催した会議等のスケジュールと概要を以下に示します。

会議等		概要	
令和2年度	令和 3.2.5～3.1	アンケート	那須塩原市の歴史文化に関する市民アンケート調査
	令和 3.1.27	第1回協議会	協議会委員、計画の作成について
	令和 3.3.1	第1回学識経験者会議	計画骨子案について
	令和 3.3.20	第2回学識経験者会議	アンケート結果、計画骨子案について
	令和 3.3.22	第2回協議会	アンケート結果、計画骨子案について
令和3年度	令和 3.6.5	第3回学識経験者会議	計画骨子案、課題措置表について
	令和 3.7.9	第3回協議会	計画骨子案、課題措置表について
	令和 3.8.24	第4回学識経験者会議	第2章、第4章3の原稿について
	令和 3.10.20	文化財保護審議会	計画の作成、骨子、課題措置表について
	令和 4.2.6	第5回学識経験者会議	素案について
	令和 4.2.24	第4回協議会	素案について
令和4年度	令和 4.3.25	文化財保護審議会	素案について
	令和 4.4.22	第5回協議会	計画（案）について
	令和 4.5.19	福祉教育常任委員会所管事務調査	計画（案）について
	令和 4.5～6	パブリックコメント	計画（案）について市民から意見を募集
	令和 4.6.30	第6回協議会	計画（案）について
	令和 4.7.8	文化財保護審議会	計画（案）について
	令和 4.7.27	部長会議	計画（案）について
令和 4.7.28	教育委員会	計画（案）について	

4 地域計画の位置づけ

(1) 上位・関連計画の位置づけ

本地域計画は、那須塩原市の最上位計画である「第2次那須塩原市総合計画」と、関連する計画と連携しながら推進していきます。また、栃木県文化財保存活用大綱と整合を図るとともに、令和元年度に作成した「那須塩原市歴史文化基本構想」の内容を踏襲し、文化財の保存と活用の目標を達成するための総合的な計画とします。



(2) 上位・関連計画の概要

第2次那須塩原市総合計画では、将来像を「人がつながり 新しい力が湧きあがるまち 那須塩原」としており、基本施策「芸術・文化環境を充実させる」において「文化財の有効活用に取り組む」としています。また、那須塩原市教育振興基本計画を始めとした各分野の計画においても、文化財の保存・活用に関する方針や取組が示されていることから、本地域計画では、上位計画、関連計画との連携を図ります。

第2次那須塩原市総合計画（平成29年3月策定、期間：平成29年度～令和9年度） ※文化財関連部分を抜粋	
計画の目標等	【将来像】 人がつながり 新しい力が湧きあがるまち 那須塩原 【まちづくりの基本理念】 ■自然を守り、共生するまちづくり ■歴史に学び、開拓精神が息づくまちづくり ■人を中心に、共に支えあうまちづくり
関連項目	【基本政策】 未来を拓く心と体を育むために 【基本施策】 芸術・文化環境を充実させる 【取組内容】 ■新たな文化財の指定と既存の文化財の保護と維持管理 ■無形民俗文化財保存団体への支援 ■文化財を活用した地域活性化の推進

那須塩原市教育振興基本計画（平成 29 年 3 月策定、期間：平成 29 年度～令和 4 年度） ※文化財関連部分を抜粋	
計画の目標等	【基本理念】 未来を切り拓く創造力と他者を思いやる想像力を育み 生涯にわたって自分らしく自立して生き抜くことができる人づくり
関連項目	【基本施策】文化・芸術活動の充実 市民が多様な芸術文化に身近に触れ、また、文化財が適切に保存・継承され、市民一人ひとりが地域とその歴史を学ぶことで、ふるさとへの愛着と誇りが生まれる素地を醸成することを目指す。 【具体的な施策】文化財の有効活用 ①新たな文化財の指定と既存の文化財の保護と維持管理 先人から受け継がれてきた文化遺産を後世に伝えていくため、文化財調査を行います。また、貴重な資料については、新たに文化財に指定するとともに、既に文化財に指定している史跡及び資料については、管理状況を把握し、適切な環境整備を行い、保護に努めていきます。 ②無形民俗文化財保存団体への支援 無形民俗文化財が継承されるよう保存団体に対し、必要な支援を行います。 ③文化財を活用した地域活性化の推進 地域の活性化につながるよう、日本遺産をはじめ、文化財群を有効に活用します。

第 2 次那須塩原市生涯学習推進プラン（平成 29 年 3 月策定、期間：平成 29 年度～令和 4 年度） ※文化財関連部分を抜粋	
計画の目標等	【基本理念】学びでつなぎ ともに創るまち 那須塩原
関連項目	【施策】豊かな心と文化を育むために ①地域に根ざした芸術・文化活動の推進 ②地域の文化財の保存と継承 ③地域の歴史、伝統文化に対する理解 市民が行う伝統文化の継承を支援するとともに、地域の歴史、伝統文化に対する理解を深めます。また、国内外に本市の地域文化を積極的に発信します。

那須塩原市まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成 27 年 3 月策定、期間：平成 27 年度～令和 4 年度） ※文化財関連部分を抜粋	
計画の目標等	【目的】選ばれるまちづくり 本市には、那須疏水の開削のために様々な開拓者を受け入れて以降、人と自然の共生を育んできた「選ばれしまち」としての歴史があり、フロンティアスピリッツを引き継ぐ文化・風土が残っています。 本市の特徴を活かしつつ、本市独自の施策展開、個性を明確にすることで定住促進を図り、人口減少克服と地方創生に取り組んでいきます。
関連項目	【重点施策】交流 【取組】市全体での魅力ある観光地づくり 市内農観商工関係団体等と連携することにより、風光明媚な自然や温泉などの豊かな観光資源を生かした、他の地域にはない魅力ある観光地づくりを推進し、観光プロモーションの充実を図ります。 アートを活用したまちづくりに市民協働で取り組むとともに、日本遺産をはじめとした文化財の活用に取り組むなど、本市の魅力を活かしたまちづくりを進めます。

都市計画マスタープラン（平成 21 年 3 月策定、期間：平成 21 年度～） ※文化財関連部分を抜粋		
都市づくりの方向性（基本的な視点） ①自然と共生するまちづくり ②快適で潤いのあるまちづくり ③健やかに安心して暮らせるまちづくり ④安全で便利なまちづくり ⑤活力を創出するまちづくり ⑥豊かな心と文化を育むまちづくり ⑦創意と協働によるまちづくり		
関連項目 ⑥豊かな心と文化を育むまちづくり ・先人たちが築き守ってきた田園風景や山並み、溪谷等の保全に努めます。（屋外広告物等の制限、住宅地・工業地等における緑化の推進等）		
※地域別構想（概要）		
地域区分	地区別まちづくりの目標	まちづくりの方針（歴史文化関連事項）
1 黒磯地区	黒磯の中心にふさわしい 魅力と人と人との交流の あるまち	■にぎわいの再構築 ・黒磯駅周辺を本市の北の玄関口と位置付け、黒磯神社や蔵などの歴史的建築物や老舗商店の趣きを活かしながら、市民や訪れる観光客が楽しめるまちづくりを進めます。
2 鍋掛地区	歴史に育まれた豊かな 自然環境と調和したまち	■歴史文化漂うまちづくり ・芭蕉の句碑や鍋掛の一里塚といった歴史的資源を核に、旧奥州街道の景観の保全に取組み、生活と調和した歴史文化漂うまちづくりを進めます。

地域区分	地区別まちづくりの目標	まちづくりの方針（歴史文化関連事項）
3 東那須野 地区	新たな文化の創造と発信により多くの人を引きつける 出会いにあふれたまち	<ul style="list-style-type: none"> ■自然・歴史資源の活用 ・薬王寺等の地域ゆかりの資源を活用し、散策路やポケットパークなどの整備を進めます。
4 高林地区	高原の緑と広がる大地に包まれ、こころ豊かに暮らせるまち	<ul style="list-style-type: none"> ■観光拠点の整備 ・板室温泉地区、木の俣川周辺及び湯宮・鳴内地区においては、温泉、那珂川や木の俣川などの観光資源、黒瀧山信仰や大日薬師といった歴史・文化資源を活用し、来訪者との交流の場を創出し、憩いの里としての整備を進めます。 ・田舎ランド鳴内、明治の森及び戸田水辺公園を活用し、また沼原湿原等の高原観光地域拠点とのネットワーク化を通して、地域の資源を最大限活かした、人々の交流を促します。
5 西那須野 中央地区	新市の南の顔にふさわしい いきいきとした明るいまち	<ul style="list-style-type: none"> ■まちなかに那須疏水等の自然の潤いを効果的に持ち込む ・疏水パークなど、那須疏水を活用した公園づくりを検討します。
6 西那須野 狩野地区	歴史のかほりそよぐさと	<ul style="list-style-type: none"> ■権現山を拠点とする歴史と自然の環境を創造する ・地域のシンボルとして権現山の自然を保全し活用するとともに、それに連なる平地林や河川、湧水等の各種の資源をネットワークさせ、地域の歴史と自然を身近に感じられるようにします。
7 西那須野 南地区	美しい水と緑にあふれたであいの里	<ul style="list-style-type: none"> ■常盤ヶ丘の歴史的・自然的環境を創造する ・常盤ヶ丘は、歴史的なシンボルであると同時に、まとまった緑地として貴重な存在であるため、現在の土地利用を維持・保全するとともに、オープンスペースの公園的整備を進めます。 ■那須疏水を活用した水辺空間をつくる ・たて道及び縦堀は、地域のシンボリックな道として位置づけ、那須疏水の再整備等を検討します。 ・自転車・歩行者ネットワークの形成にあわせ、那須疏水を活かした水辺空間を創造します。 ■歴史的な資源を活かした風景をつくる ・地域の南にある旧日光北街道や親王台等の歴史的資源を生かし、田園地区の歴史やふるさtoを感じさせる風景を創造します。 ・南小学校周辺のたて道や横道等の古くから整備された道は、その名残を生かしながら住民の身近な空間として整備します。
8 西那須野 西地区	開拓の歴史が息づく、そすいの郷づくり	<ul style="list-style-type: none"> ■良好な田園空間を維持し創造する ・那須野が原の自然と開拓の歴史が息づく田園空間を維持していくため、住宅地や工業系施設の開発に対する適切な土地利用誘導と、営農環境の保全や農地の維持支援に取り組みます。 ■開拓地の水・緑・歴史に親しめる空間づくり ・開拓地の豊かな自然・歴史資源に親しめるよう、環境整備と平地林の保全に取り組みます。 ■地域の自然・歴史資源を結ぶ歩行者・自転車ネットワークをつくる ・開拓地の豊かな自然・歴史資源を回遊できる歩行者・自転車ネットワークの形成に取り組みます。
9 西那須野 三島地区	街並みに笑顔が映えるごばんの目ー三島地区	<ul style="list-style-type: none"> ■多くの人交流し、活動する拠点機能を強化する ・文化交流拠点では、那須野が原博物館や三島体育センター等、市民や来訪者の交流や活動の拠点を形成します。 ■東赤田の田園地域を維持し創造する ・良好な営農環境と田園風景を維持していくため、住宅や工業系の沿道立地施設の適切な規制誘導、および、ホテルや石ぐら等の自然的・歴史的資源の保全・活用に取り組みます。
10 西那須野 大山地区	文教と友愛の郷ー大山地区	<ul style="list-style-type: none"> ■ふるさtoを感じる田園地域の景観をつくる ・屋敷林や水路、歴史的資源等の地域資源を生かし、特徴的な景観を持つ農村集落として維持・創造します。 ■歴史・文化・自然資源を大切に空間をつくる ・大山別邸や乃木別邸等の歴史的・文化的な資源や乃木緑地等の自然資源を活用し、地域を散策する散歩道のネットワーク形成を図りつつ、潤いのある空間づくりを進めます。

地域区分	地区別まちづくりの目標	まちづくりの方針（歴史文化関連事項）
11 塩原地区	豊かで清らかな流れを守り育てる 温泉文化の郷 一塩原	<ul style="list-style-type: none"> ■ 温泉街の活性化 ・『文化温泉郷一塩原』の再生を目指して、社寺を始め民間で所有する文化財、伝統工芸品、技術者等を見学する場と機会を設け、温泉街の滞留する魅力を高めるとともに、塩原温泉の各所で文化に触れる場所を積極的に生み出します。 ■ 自然体験拠点の再生 ・大沼公園などの自然体験の拠点を再整備します。 ・温泉街周辺などの山間部を、自然体験のフィールドとして積極的に活用していきます。
12 箒根地区	水と緑と個性を活かした景観整備による 新たなまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ■ 旧関谷宿の歴史を活かした景観の整備 ・旧関谷宿の歴史を物語る遺産・史料の展示、商店街における景観やサインの整備によって、宿場町としての雰囲気再生します。 ■ 塩原ダム湖及び周辺における水辺観光拠点づくり ・既設のもみじ谷大吊橋や回顧の吊橋などを生かし、ダム湖周辺を回遊できる歩道の整備を行い、より滞留機能を高めます。

那須塩原市景観計画（平成 21 年 3 月策定、期間：平成 21 年度～） ※文化財関連部分を抜粋	
計画の目標等	<p>【区域】 那須塩原市全域</p> <p>【景観まちづくりの目標】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 豊かな自然と調和した潤いやすらぎのある景観を形成する 2 交流を促進し、魅力ある都市の景観を形成する 3 先人の築いた歴史、文化を継承し、地域固有の景観を形成する 4 市民協働の景観まちづくりを推進する
関連項目	<p>【基本方針】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 新しい都市活力を創造する <ul style="list-style-type: none"> ■ 多様な人々が交流する玄関口にふさわしい景観づくり ■ 自然景観との調和のとれた観光施設等の誘導 2 地域固有の景観資源を継承し、ともに育む <ul style="list-style-type: none"> ■ 雄大な山並みの眺望の保全 ■ 農地と平地林が織り成すのどかな田園風景の保全 ■ 特徴ある街道やつるおいある水辺の保全 ■ 歴史・自然と個性を演出する景観づくり 3 市民協働の景観まちづくり <ul style="list-style-type: none"> ■ 多様な参加による景観まちづくりの推進

那須塩原市観光マスタープラン（令和 3 年 3 月策定、期間：令和 3 年度～令和 9 年度） ※文化財関連部分を抜粋	
計画の目標等	<p>【基本理念】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訪れる人、暮らす人、働く人の人生を豊か(Wealth)にする観光地域づくり ・ウェルネスなツーリズム(Wellness Tourism:心身の美と健康、人生の豊かさを求める観光)の実現
関連項目	<p>【基本方針】 持続的かつ競争力のある観光地域づくり</p> <p>【施策】 魅力的な観光商品・サービス開発の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地域資源を活かした各種ツーリズムの推進 ● 自然環境、歴史文化及び農の活用による体験プログラムの開発支援 ● 滞在を促進するための仕組みづくり支援

那須塩原市地域防災計画（令和元年度改訂版） ※文化財関連部分を抜粋	
計画の目標等	<ul style="list-style-type: none"> ・本市における災害に係る予防、応急及び復旧・復興対策に関し、市、防災関係機関等が処理すべき事務又は業務の大綱を定め、災害対策を総合的かつ計画的に推進することにより、市域、市民の生命、身体、財産を災害から保護する。
関連項目	<p>【風水害等対策編、震災対策編】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文化財災害予防対策 ・文化財の保護（災害発生の措置、災害状況の調査、文化施設における応急対策） <p>【火災対策編】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火災に対する建築物等の安全化（文化財等の安全対策の促進）

第2次那須地域定住自立圏共生ビジョン（令和2年10月策定、期間：令和2年度～令和6年度） ※文化財関連部分を抜粋	
計画の目標等	広域計画：那須塩原市(中心市)、大田原市、那須町、那珂川町で構想を推進 【将来像】 「多自然地域と居住都市の新たな共生」～自然を育み、魅力・活力に満ちた圏域の創出をめざして～
関連項目	【取組分野】 産業振興 【形成協定】 圏域内の自然景勝地や温泉、歴史・文化、農産物等の魅力あふれる観光、物産資源を有効に活用し、観光客の増加や販路の拡大に向けたPR活動に連携して取り組む。

栃木県文化財保存活用大綱（令和3年2月策定）	
目指すべき方向性・将来像	(1) 文化財への理解と地域の歴史・文化への愛着と誇りの醸成 (2) 「わたしたちの宝」としての認識 (3) 文化財を受け継いでいく子どもたちの育成 (4) 分野を越えた横断的な連携と、地域づくりと一体となった保護活動 (5) ハードとソフト両面からのアプローチ

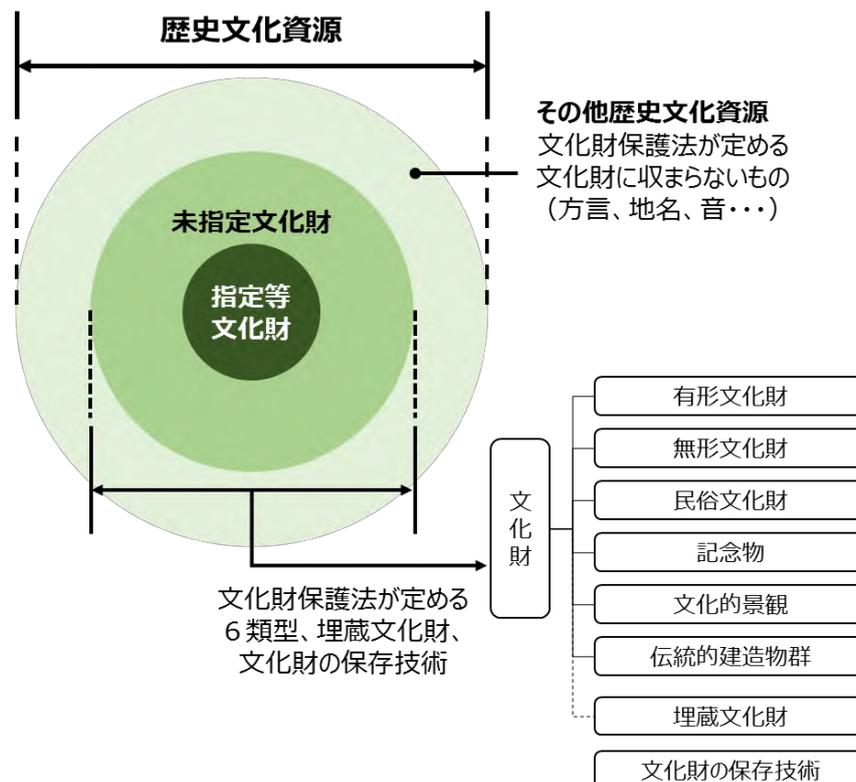
5 本地域計画における用語の定義

(1) 本地域計画における「歴史文化資源」の定義

本地域計画においては、歴文構想と同様に、指定・未指定に関わらず市内に存在する地域特有の文化財で、市民共通の財産として価値あるものを「歴史文化資源」と定義します。

歴史文化資源には、地域特有の方言や地名のような地域の人々の生活の中で大切にされてきたものなど、文化財保護法で定められている6類型（有形文化財・無形文化財・民俗文化財・記念物・文化的景観・伝統的建造物群）及び埋蔵文化財、文化財の保存技術に収まらないものも含まれます。

■ 歴史文化資源の定義



(2) 地区区分について

本地域計画では、地区の歴史的成り立ちを総合的に加味し、旧行政区分に立脚した地区区分により、各地区を整理します。

■ 本地域計画での地区区分



1	黒磯地区	阿波町、安藤町、春日町、上厚崎、北栄町、共墾社、共墾社一丁目、清住町、黒磯、黒磯幸町、小結、材木町、埼玉、桜町、下厚崎、新朝日、新町、新緑町、末広町、住吉町、大黒町、高砂町、中央町、東栄一丁目、東栄二丁目、豊浦、豊浦北町、豊浦町、豊浦中町、豊浦南町、豊住町、鳥野目、並木町、錦町、西新町、橋本町、原町、東豊浦、東原、東大和町、本郷町、本町、松浦町、美原町、宮町、弥生町、豊町、若草町、若葉町、渡辺
2	鍋掛地区	越堀、寺子、鍋掛、野間
3	東那須野地区	大原間、大原間西一丁目、大原間西二丁目、鹿野崎、上大塚新田、上郷屋、上中野、唐杉、木曾畑中、北弥六、北和田、沓掛、沓掛一丁目、沓掛二丁目、沓掛三丁目、笹沼、佐野、三本木、塩野崎、塩野崎新田、島方、下中野、中内、沼野田和、波立、東小屋、方京一丁目、方京二丁目、方京三丁目、前弥六、前弥六南町、無栗屋、山中新田
4	高林地区	青木、板室、亀山、木綿畑、鴨内、高林、洞島、戸田、西岩崎、細竹、箕輪、百村、箭坪、油井、湯宮
5	西那須野地区	一区町、二区町、三区町、四区町、千本松、二つ室、北二つ室、永田町、扇町、あたご町、南町、西幸町、下永田1丁目～8丁目、緑1丁目・2丁目
6	狩野地区	高柳、西富山、井口、西遅沢、東遅沢、関根、東関根、槻沢、石林、上赤田、北赤田、東赤田、南赤田、西赤田、三島1丁目～5丁目、東三島1丁目～6丁目、西三島1丁目～7丁目、太夫塚1丁目～6丁目、南郷屋1丁目～5丁目、睦、新南、五軒町、西大和、西原町、西栄町、東町、西朝日町
7	塩原地区	上塩原、塩原、中塩原、湯本塩原
8	箒根地区	宇都野、遅野沢、折戸、金沢、上大貫、上横林、下大貫、下田野、関谷、高阿津、接骨木、曇沼、横林